

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

兵庫県人事委員会

兵人委第1223号

平成29年10月12日

兵庫県議会議長 黒川 治 様

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県人事委員会委員長 太田 和成

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条
第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等につ
いて別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定につ
いて別紙第2のとおり勧告します。

報 告

1 本年の報告及び勧告に当たって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢、勤務地域等の要素に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象とした上で、主な給与決定要素である役職段階、年齢などを同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の数にウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し、本県職員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50

人以上に引き下げた。これは、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることによる。

近年の職員給与を見ると、昨年は、民間における賃金の引上げを図る動きを反映し、月例給、期末・勤勉手当ともに3年連続で引上げとなった。また、平成20年4月から実施されている給与の抑制措置については、「第3次行財政構造改革推進方策（第3次行革プラン）」及び同プラン3年目の総点検を行い本年3月に策定された「最終2カ年行財政構造改革推進方策（最終2カ年行革プラン）」により平成27年度から段階的に縮小されている。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約44,000人（市町立学校県費負担教職員約18,000人を含む。）となっており、昨年と比べ大幅に減少している。その主な原因は、神戸市に係る県費負担教職員について、給与負担等が同市に移譲されたことにより、本委員会の勧告対象外となったことによるものである。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約6,100人となっている。

本年実施した「平成29年職員給与実態調査」（平成29年4月現在）による職

員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置を受け、給料351,492円、扶養手当9,694円、地域手当26,495円、その他手当30,622円、計418,303円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料340,533円、扶養手当10,222円、地域手当27,579円、その他手当31,924円、計410,258円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数44,391人、平均年齢41.4歳、平均経験年数19.1年となっている。男女別構成比は、男性64.8%、女性35.2%、学歴別構成は、大学卒79.4%、短大卒5.2%、高校卒15.4%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.6%、20歳台18.6%、30歳台25.7%、40歳台25.0%、50歳台30.1%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数7,516人、平均年齢43.8歳、平均経験年数22.1年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

(3) 給与制度の総合的見直し

国は、平成27年4月から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施している。

本県においても、平成27年4月から、公民の年齢別の給与差を縮小するな

どの見直しを進めるため、給料表水準を平均2%引き下げるとともに、地域手当等の諸手当の改定を行う給与制度の総合的見直しを実施している。

3 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,156のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した475の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約22,000人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況についても、引き続き調査した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で41.5%（昨年39.0%）、高校卒で27.2%（同21.8%）と、ともに昨年に比べ増加している。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒では40.2%（昨年41.9%）、高校卒では40.6%（同37.6%）となっており、減額を行った事業所はいずれも0.0%となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で203,869円、高校卒で165,567円となっており、昨年と比べ増額となっている。

(給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の

従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.6%（昨年29.7%）と、昨年に比べ僅かに増加したが、一方で、ベースダウンを実施した事業所は0.0%（同0.3%）となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は60.0%（同60.2%）と減少している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は89.1%（同86.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加となっている事業所の割合は21.8%（同21.0%）、減少となっている事業所の割合は5.2%（同5.8%）と、昇給額増加となっている事業所の割合が昨年に比べ増加している。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

（公民給与の較差とその要因）

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあつては行政職、民間従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。この結果、別表第3に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を13,721円（3.44%）下回っている。この較差は、本県において「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づき、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を2,988円（0.73%）下回っている。

なお、本県においては、本委員会が平成26年に「給与制度の総合的見直し」において所要の措置を講じるよう勧告した地域手当について、本年4月には支給割合の引上げが行われていない。また、昨年、平成28年4月の民間給与との比較における公民較差を解消するため所要の措置を講じるよう勧告した同手当について、平成28年4月に遡及して引き上げられた支給割合0.8%のうち、0.3%は単年度限りの措置とされ、本年3月で措置期間が終了している。このため、本県の公民較差が人事院勧告における官民較差（631円（0.15%））を上回ることになった。

一方、国においては、「給与制度の総合的見直し」における諸手当の見直しに用いることができる原資の状況等を踏まえ、本年4月から本府省業務調整手当の引上げが実施されている。

(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第4に示すとおり、平均所定内給与月額4.41月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.30月）を上回っている。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレス指数は、平成28年4月1日現在で99.2とな

っている。

6 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ1.4%増加している。また、所定外給与は4.9%増加しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、昨年に対して1.7%増加している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は1.1%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の全国の消費者物価指数が0.4%増加しているのに対し、神戸市では0.2%減少している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯147,580円、3人世帯169,560円、4人世帯191,550円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.4ポイント下回り、2.8%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.15ポイント上昇して1.26倍（季節調整値）となっているが、全国の1.48倍（同）を下回っている。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

7 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は別表第5のとおりである。

8 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 月例給

前記のとおり、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいてラスパイレズ方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影

響分を除いた公民較差は2,988円（0.73%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均0.2%の引上げ勧告を行った。その際、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うこととし、その他については、それぞれ400円引き上げることを基本とした。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「平成29年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

(3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に改定を行う必要がある。

(4) 地域手当

昨年、公民較差解消のため所要の措置を講じるよう勧告した地域手当について、平成28年4月に遡及して引き上げられた支給割合0.8%のうち、0.3%は単年度限りの措置とされ、本年3月で措置期間が終了したことから、その影響が本年の公民較差に含まれることになった。

地域手当については、こうした経緯も踏まえ、公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(5) 初任給調整手当

人事院は、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定する必要がある。

(6) 経過措置

国は、「給与構造改革」における経過措置を平成26年3月末に廃止し、「給与制度の総合的見直し」における経過措置についても平成30年3月末に廃止することとしている。また、他の都道府県においても、経過措置を廃止、又は廃止を決定している団体が多数となってきている。

本県においても、国及び他の都道府県の動向を踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

9 人事行政における諸課題

(1) 人材の確保及び育成

地域創生をはじめ、複雑、高度化する課題に対応しながら安全安心で元気ある兵庫づくりを目指すため、職員採用においては、県の将来を担う意欲と高い志を持ち、発想力や行動力に秀でた多様な人材が求められる。

こうした人材を確保するため、受験しやすく、人物重視の試験となるよう、従来から採用試験制度の見直しを行ってきた。今後も、見直し後に採用された職員の実際の勤務状況等について調査するなど、見直しの効果を任命権者とともに検証しながら、更なる改善を検討していく。

また、新行革プランに基づく定員削減のため、職員採用を抑制した結果、年齢別の職員構成において、高年齢職員層が高い割合を占めており、今後、年齢構成の平準化と高齢層職員の持つ経験やノウハウの円滑な継承が必要となる。このため、人材確保の重要な柱である経験者採用試験について、受験年齢の上限を適切に見直し、計画的な採用を行っていく。

一方、厚生労働省の調査によると、民間企業の採用意欲が活発な中で、新卒後3年以内の離職率が5年連続3割を超えていることから、若手の優秀な転職希望者を採用できるよう、採用試験の枠組の見直しなども検討する。

人材確保が厳しい状況にある中で、多くの意欲ある受験者を確保するためには、広報活動をより一層強化する必要がある。若手職員をリクルーターとする出身大学での説明会や、大学1～2年生を対象としたキャリア講座の拡充などにより、幅広い在学者に対し、県職員の仕事の魅力ややりがいについて、積極的に情報発信していく。また、本県へのU J Iターンの促進を図る観点からも、引き続き首都圏をはじめ、県内外に積極的な広報活動を展開し、多様で意欲ある人材の確保に努めていく。

本県では男女共同参画を推進するため、平成28年3月に策定した特定事業主行動計画において、女性職員の採用に関する目標（平成32年までに採用者に占める女性の割合40%）のほか、部局長相当職及び副課長、班長・主幹相当職にも女性職員の登用目標を設定するなど、女性が活躍できる場の拡大に向けた取組が進められている。

女性職員の採用については、本年4月には、採用者に占める女性の割合が、目標とする40%を超えたところであり、引き続き採用説明会等での積極的な広報などにより女性受験者数の確保に努める。

また、女性職員の登用については、目標達成に向け、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、女性職員の職域拡大やライフステージに応じた研修の充実など、引き続き具体的取組を進めていく必要がある。

あわせて、管理職や男性職員をはじめとする組織全体の意識を変えていくことが重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、引き続き女性の活躍を支援する制度の十分な周知と男性職員の育児参加の更なる促進など、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に取り組む必要がある。

また、県政課題の高度化や専門分化、採用抑制に伴う職員数の減少や若年齢職員層割合の低下など、職員をめぐる環境が大きく変化する中であっても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人一人がそれぞれの持つ個性と能力を最大限発揮できるよう、管理監督職が組織の目的と業務の目標を明確に示し、職員全体でこれを共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが極めて重要である。また、OJTの効果的な実践や職員自身による自学の促進など、人が育つ職場風土づくりにも十分意を用いる必要がある。

あわせて、職員の育成と組織の活性化に向け、引き続き人事評価制度を適切に運用し、能力と実績に基づく人事管理に努めていく必要がある。

なお、これらの人材確保及び育成については、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、総合的に推進する必要がある。

また、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮するため、本県における人材育成の基本的な考え方を共有することも重要である。

このため、平成30年度に行う行財政構造改革の検証とあわせ、本県職員に求められる基本的な資質や重要な能力など「人材育成の基本理念」、職員採用から人事配置と登用、研修や能力開発、人事評価など、今後重点的に取り組む「具体的な人材育成施策」を取りまとめた新たな「兵庫県人材育成基本方針」の策定も検討する必要がある。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図っていく必要がある。

このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減等の取組について報告し、昨年度は、超過勤務の抜本的な縮減について、職員がコスト意識をもって職務に取り組むことや管理職がリーダーシップを発揮し、業務の削減と効率化、計画的執行や適正な事務配分等を一層推進していくこと等が重要であると報告した。

今年度、県においては、「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」を行い、休日における超過勤務の原則禁止、超過勤務の上限時間の設定などを内容とする「超過勤務に関する規則」を制定し、「働き方改革推

進委員会」のもとで、超過勤務の縮減に向けた取組がスタートした。

今後、業務や超過勤務要因の総点検、仕事の進め方の見直し等により、実効ある超過勤務の縮減を着実に進める必要がある。

さらに、職員一人ひとりの意識改革にとどまらず、県庁組織全体として、政策形成プロセスの効率化や適正な職員配置を進めることも重要である。

一方、教育委員会においては、平成25年2月に策定した「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、調査等の簡素化・廃止や教職員定時退勤日の設定等が実施されてきた。

また、平成29年4月には、教職員の役割の多様化、業務の増加の状況やこれまでの取組の評価検証を踏まえ、定時退勤日等の完全実施、業務の簡素化・効率化、勤務時間の適正な把握、仕事の進め方の改善などを内容とする教職員の勤務時間適正化のための「推進プラン」及び「先進事例集」が新たに策定された。

さらに、国の中央教育審議会の特別部会においても、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握すること、学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと、学校運営体制を強化していくことなどを内容とする「学校における働き方改革に係る緊急提言」が行われている。

兵庫の教育をより充実させていくためには、教育現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが不可欠である。

このため、県教育委員会が、国の動向も踏まえ、各市町教育委員会等と密接に連携し、超過勤務の縮減に向けた実効性の上がる取組を強力に推進されるよう、本委員会としても、引き続き、その対応について注視してい

く。

年次休暇の取得促進に関しては、事務業務の簡素化、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組む必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援の充実

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。

また、男女ともに育児・介護等時間の制約がある職員の増加が見込まれる中、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現を図る必要がある。

本県においては、育児や介護の事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境を整備するため、本年1月には育児休業等に係る子の範囲の拡大や介護休暇の分割、介護時間の新設が行われた。また、育児・介護と仕事との両立を支援するため、一昨年の8月には在宅勤務制度が、昨年5月にはフレックスタイム制が導入されている。

これらの制度は、自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方を可能にするものであり、ワーク・ライフ・バランスを推進するための有効な取組の一つである。今後も必要とする職員がより一層制度を活用し、多様な働き方が可能となるよう、更なる制度の運用を検討する必要がある。

ウ 職員の健康管理

採用から退職まで職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービス

を提供する観点からも重要である。

しかしながら、健康問題により長期病休を取得している者は依然として多く、特に心の健康問題による取得者が長期病休者全体の3割を超えている。

心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要である。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。さらに、職員健康相談、教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度、昨年度より実施されているストレスチェック制度を積極的に活用し、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。

職場におけるハラスメントは職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらすものである。

その中で、法令上必要な措置を講ずることが求められているセクシュアル・ハラスメントについて、本年1月の企画県民部長通知において、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすることもセクシュアル・ハラスメントになり得るとされた。また、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」も定められている。

今後もハラスメントの防止に向け、指針の内容、言動例の周知、相談窓口の設置等の取組を一層進める必要がある。

(3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

ア 雇用と年金の接続

本格的な少子高齢化社会を迎え、若年労働人口の減少が続く中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を有効に活用できる環境を整備する必要がある。

人事院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年に行った意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、各府省や職員団体の意見を聴取するとともに、関係各方面と連携しつつ、論点の整理を行うなど必要な検討を進めることとしている。

本委員会としても、人事院における検討の動向を注視しつつ、60歳を超える職員の勤務形態の在り方について必要な検討を行っていく。

また、人事院は、当面の措置としての再任用職員の能力及び経験の一層の活用について、短時間勤務での再任用が中心となっている公務の状況が民間企業の状況と大きく異なっている点を指摘し、公務においてもフルタイム中心の再任用が実現できるよう、関係機関に働きかけを引き続き行うなど必要な取組を行うこととしている。

本県における再任用の状況は、給与勧告の対象とされている再任用職員1,844人のうち、フルタイム勤務の職員数は905人（49.1%）となっているが、給料表の適用職員別にみると、行政職では483人中73人（15.1%）、警察職では117人中59人（50.4%）、高等学校教育職では516人中437人（84.7%）、中学校・小学校教育職では713人中334人（46.8%）など職種によって状況が大きく異なっている。

各任命権者においては、厳格な定数管理や法令による配置基準など、それぞれの職種における制約や実情があるとしても、再任用職員の士気を維

持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう、職員の希望にも配慮した配置に取り組む必要がある。

また、人事院は、再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととしている。

本委員会としても、国における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていく。

イ 臨時・非常勤職員の任用等

本年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、新たに創設する一般職の会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

改正法は平成32年度から施行されることから、今後、各任命権者においては、任用、服務、給与その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施に向けた準備を進めていく必要がある。

本委員会としても、制度が適正かつ円滑に導入されるよう、必要となる規則の整備等について適切に対応していく。

10 おわりに

(人事委員会の給与勧告制度について)

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置と

して設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与している。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配意いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

(行財政構造改革による独自の給与抑制措置について)

本県では、平成20年度策定の「行財政構造改革の推進に関する条例」及び行革プランに基づき、10年間にわたり、独自の給与抑制措置が行われてきた。

当該措置について、平成29年3月策定の「最終2カ年行革プラン」においては「平成30年度末までの解消に向けて取り組むこととし、その具体的内容は毎年度定める」とされ、一定の方向は示されているものの、「平成31年度以降の取扱いについては、本県の財政状況等を踏まえ、今後実施の是非を検討する」との記載もあり、抑制措置の解消方針がすべて確定したものとは言い難い。

昨年度の勧告・報告で言及したとおり、当該措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは、別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。

このため、給与条例の附則に規定する諸手当の抑制措置を含め、速やかにその解消を行うようあらためて要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係員		30.6	9.4	0.0
課長級		26.5	8.7	0.0	64.8

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 なし	
			増加	減少	変化なし			
								係員
課長級		82.3	81.2	18.4	5.7	57.1	1.1	17.7

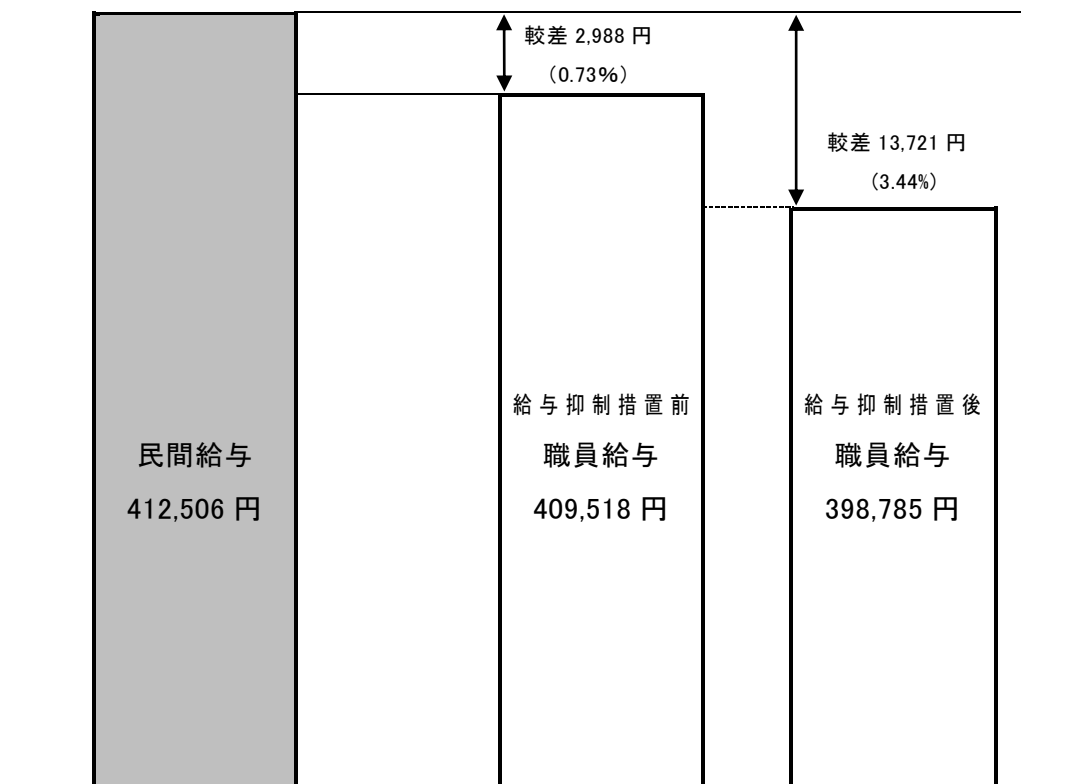
(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	412,506円
県職員の給与 (B)	409,518円 [398,785円]
較差 (A)-(B)	2,988円 (0.73%) [13,721円 (3.44%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 []内は第3次行財政構造改革推進方針に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第4

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
	下 半 期 (A ₁)	上 半 期 (A ₂)		
平均所定内給与額	下 半 期 (A ₁)	上 半 期 (A ₂)	366,447円	285,067円
			368,199円	285,354円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)		798,778円	509,730円
	上 半 期 (B ₂)		827,220円	522,922円
特別給の 支給割合	下 半 期 (B ₁ /A ₁)		2.18月分	1.79月分
	上 半 期 (B ₂ /A ₂)		2.25月分	1.83月分
	計		4.43月分	3.62月分
年 間 の 平 均			4.41月分	

(注) 1 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

1 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 631円 (0.15%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.42月
給与改定の内容	(1) 月例給 ア 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。 その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%) ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし) イ 本府省業務調整手当 給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ ウ 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定 (2) 期末・勤勉手当 4.30月→4.40月(引上げ分は勤勉手当に配分)
給与制度の総合的見直し等	(1) 給与制度の総合的見直し 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施 * 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止 ・平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ ・経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整 (2) その他 ア 住居手当 受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討 イ 再任用職員の給与 再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討 ウ 非常勤職員の給与 本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

2 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
人材の確保及び育成	<p>(1) 多様な有為の人材の確保 民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力を大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開</p> <p>(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進 人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進</p> <p>(3) 人材育成 能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化</p>
働き方改革と勤務環境の整備	<p>(1) 長時間労働の是正の取組 超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援</p> <p>(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討 各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討</p> <p>(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等 指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進</p> <p>(4) 非常勤職員の勤務環境の整備 非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討</p>
高齢層職員の能力及び経験の活用	<p>質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討</p>

別紙第 2

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 改定の内容

1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じること。

(2) 初任給調整手当

ア 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する手当月額の限度を368,400円とすること。

イ 医師・歯科医師職給料表以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的な知識を必要とする職にあるものに対する手当月額の限度を50,700円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分（特定幹部職員にあっては1.1月分）とすること。

イ 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.425月分（特定幹部職員にあっては0.525月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	142,600	192,700	222,200	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	224,100	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	225,700	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	227,300	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	228,900	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	230,500	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	232,000	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	233,600	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	235,100	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	236,800	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	238,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	239,900	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	241,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	242,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	244,300	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	245,700	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	247,200	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	248,700	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	250,000	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	251,400	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	252,900	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	254,600	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	256,300	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	258,100	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	259,700	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	261,500	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	263,200	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	264,900	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	266,900	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	268,800	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	270,600	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	272,400	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	274,100	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	276,000	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	277,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	279,600	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	281,200	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	283,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	284,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	286,800	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
	41	203,700	253,600	288,400	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	290,100	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	527,700	
	43	206,300	256,400	291,900	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	528,500	
	44	207,600	257,700	293,700	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	529,100	
	45	208,800	258,900	295,300	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	529,600	
	46	210,100	260,200	297,000	349,200	369,900	397,100	438,600	468,700		
	47	211,400	261,600	298,500	350,700	370,800	397,800	439,000	469,100		
	48	212,700	262,900	300,100	352,200	371,700	398,500	439,700	469,400		
	49	213,800	264,100	301,700	353,800	372,600	399,100	440,200	469,700		
	50	214,900	265,200	303,400	354,600	373,400	399,700	440,600			
	51	215,900	266,500	305,000	355,800	374,200	400,200	441,000			
	52	217,000	267,800	306,700	356,800	375,000	400,600	441,400			
	53	218,100	268,800	307,700	357,700	375,700	401,000	441,800			
	54	219,100	269,900	309,200	358,800	376,400	401,300	442,200			
	55	220,000	271,200	310,700	359,700	377,100	401,600	442,600			
	56	221,000	272,500	312,300	360,800	377,800	401,900	442,900			
	57	221,500	273,500	313,900	361,700	378,300	402,200	443,200			
	58	222,400	274,500	315,500	362,400	378,900	402,500	443,600			
	59	223,200	275,400	317,100	363,100	379,500	402,800	443,900			
	60	224,100	276,500	318,600	363,800	380,200	403,100	444,200			

	61	224,800	277,600	320,100	364,200	380,600	403,400	444,500			
	62	225,800	278,600	321,300	364,800	381,300	403,700	444,900			
	63	226,600	279,500	322,500	365,500	381,900	404,000	445,200			
	64	227,500	280,500	323,700	366,200	382,500	404,300	445,500			
	65	228,200	281,100	324,400	366,500	382,900	404,600	445,800			
	66	229,000	282,000	325,300	367,200	383,500	404,900				
	67	229,900	282,700	326,100	367,900	384,100	405,200				
	68	231,000	283,600	326,900	368,600	384,700	405,500				
	69	231,700	284,600	327,800	368,900	385,100	405,700				
	70	232,400	285,400	328,200	369,500	385,600	406,000				
	71	233,000	286,200	328,900	370,200	386,100	406,300				
	72	233,800	287,000	329,700	370,800	386,700	406,600				
	73	234,600	287,800	330,500	371,100	387,000	406,800				
	74	235,300	288,300	331,200	371,700	387,400	407,100				
	75	236,000	288,700	331,900	372,400	387,800	407,400				
	76	236,600	289,200	332,600	373,000	388,200	407,600				
	77	237,300	289,300	333,100	373,400	388,500	407,800				
	78	238,100	289,700	333,700	373,900	388,800	408,100				
	79	238,900	289,900	334,200	374,500	389,100	408,400				
	80	239,600	290,300	334,800	375,000	389,400	408,600				
	81	240,200	290,500	335,100	375,500	389,600	408,800				
	82	240,900	290,700	335,600	376,100	389,900	409,100				
	83	241,600	291,100	336,000	376,600	390,200	409,400				
	84	242,300	291,400	336,500	376,900	390,400	409,600				
	85	242,900	291,700	336,900	377,300	390,600	409,800				
	86	243,600	292,000	337,400	377,800	390,900					
	87	244,300	292,300	337,900	378,200	391,200					
	88	245,000	292,700	338,400	378,600	391,400					
	89	245,600	293,000	338,700	379,000	391,600					
	90	246,100		339,100	379,500	391,900					
	91	246,400		339,600	379,900	392,200					
	92	246,800		340,000	380,300	392,400					
	93	247,100		340,300	380,600	392,600					
	94			340,700							
	95			341,200							
	96			341,600							
	97			341,800							
	98			342,200							
	99			342,700							
	100			343,100							
	101			343,200							
	102			343,700							
	103			344,100							
	104			344,400							
	105			344,700							
	106			345,100							
	107			345,500							
	108			345,900							
	109			346,400							
	110			346,800							
	111			347,200							
	112			347,600							
	113			348,100							
	114			348,500							
	115			348,800							
	116			349,100							
	117			349,600							
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700

再任用職員以外の職員	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	572,100
	67		469,900	521,700	573,000
	68		470,600	522,600	573,900
	69		470,900	523,500	574,800
	70		471,600	524,300	575,700
	71		472,300	525,200	576,600
	72		473,000	526,100	577,500
	73		473,400	526,900	578,400
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700		
82		478,600			
83		479,100			
84		479,600			
85		480,000			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	

61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000	392,600	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	393,100	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	393,500	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	393,900	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	394,300	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	394,800	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	395,200	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	395,600	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	396,000	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	396,500	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	396,900	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	397,300	
106	290,700	321,300	353,600	371,900		
107	291,200	321,800	354,000	372,400		
108	291,700	322,300	354,300	372,900		
109	291,900	322,700	354,800	373,500		
110	292,200	323,100	355,300	373,900		
111	292,400	323,400	355,800	374,400		
112	292,800	323,700	356,300	374,900		
113	293,100	324,100	356,800	375,500		
114	293,300	324,500	357,300	375,900		
115	293,700	324,900	357,800	376,400		
116	294,000	325,200	358,200	376,900		
117	294,300	325,400	358,600	377,500		
118	294,600	325,700	359,000	377,900		
119	294,900	326,100	359,500	378,400		
120	295,300	326,300	360,000	378,900		

再
任
用
職
員
以
外
の
職
員

	121	295,600	326,500	360,400	379,500			
	122	296,000	326,800	360,900	379,900			
	123	296,300	327,100	361,400	380,400			
	124	296,700	327,400	361,900	380,900			
	125	296,900	327,600	362,200	381,500			
	126	297,100	327,900	362,700	381,900			
	127	297,400	328,300	363,200	382,400			
	128	297,800	328,500	363,700	382,900			
	129	298,000	328,600	364,000	383,500			
	130	298,300	328,900	364,500	383,900			
	131	298,700	329,300	365,000	384,400			
	132	299,100	329,500	365,500	384,900			
	133	299,300	329,800	365,800	385,500			
	134	299,600	330,200	366,300	385,900			
	135	300,000	330,600	366,800	386,400			
	136	300,300	331,000	367,300	386,900			
	137	300,500	331,300	367,600	387,500			
	138	300,800	331,700					
	139	301,200	332,100					
	140	301,500	332,500					
	141	301,700	332,800					
	142	302,100	333,200					
再	143	302,500	333,500					
任	144	302,800	333,900					
用	145	302,900	334,200					
職	146	303,200	334,600					
員	147	303,500	335,000					
以	148	303,900	335,400					
外	149	304,100	335,700					
の	150	304,300	336,100					
職	151	304,600	336,500					
員	152	304,900	336,900					
	153	305,300	337,200					
	154	305,500	337,600					
	155	305,700	338,000					
	156	306,000	338,400					
	157	306,300	338,700					
	158	306,600	339,100					
	159	306,900	339,500					
	160	307,200	339,900					
	161	307,600	340,200					
	162	307,900	340,600					
	163	308,200	341,000					
	164	308,500	341,400					
	165	308,900	341,700					
	166	309,200						
	167	309,500						
	168	309,800						
	169	310,200						
	170	310,500						
	171	310,800						
	172	311,100						
	173	311,500						
	174	311,800						
	175	312,100						
	176	312,400						
	177	312,800						
再任用職員以外の職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	476,500
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	476,900
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	477,300
	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	477,600
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	478,000
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	478,400
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	478,800
	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	479,100
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	

61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	454,600
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	454,800
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	455,000
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	455,400
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	455,600
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	455,800
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	456,000
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	456,400
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	456,600
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	456,800
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	457,000
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	457,400
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	457,600
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	457,800
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	458,000
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	458,400
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100	440,600	
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400	440,900	
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600	441,200	
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800	441,400	
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100	441,700	
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400	442,000	
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600	442,300	
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800	442,500	
94	300,200	323,800	350,200	383,800	415,700	425,100		
95	301,300	325,200	351,700	384,400	416,100	425,400		
96	302,600	326,500	353,200	384,900	416,500	425,600		
97	303,700	327,700	354,500	385,300	416,800	425,800		
98	304,900	329,000	355,700	385,700	417,200	426,100		
99	306,100	330,300	356,800	386,300	417,600	426,400		
100	307,300	331,600	358,000	386,800	418,000	426,600		
101	308,500	333,000	359,100	387,200	418,300	426,800		
102	309,500	333,900	360,200	387,700	418,700			
103	310,600	335,000	361,300	388,300	419,100			
104	311,600	336,200	362,500	388,800	419,500			
105	312,400	337,300	363,700	389,100	419,800			
106	313,000	338,400	364,200	389,500				
107	313,600	339,400	364,800	390,000				
108	314,300	340,500	365,400	390,300				
109	314,800	341,700	366,000	390,600				
110	315,300	342,700	366,500	391,100				
111	315,800	343,700	367,000	391,600				
112	316,400	344,600	367,500	392,100				
113	317,200	345,500	367,900	392,400				
114	317,900	346,400	368,300	392,900				
115	318,600	347,400	368,900	393,400				
116	319,300	348,400	369,400	393,900				
117	319,900	349,400	369,800	394,200				
118	320,700	349,900	370,300	394,700				
119	321,400	350,500	370,900	395,200				
120	322,200	351,100	371,400	395,700				

	121	322,800	351,400	371,500	396,100					
	122	323,100	351,800	372,100	396,600					
	123	323,600	352,300	372,600	397,000					
	124	324,100	352,700	373,000	397,500					
	125	324,400	353,100	373,500	397,900					
	126	324,700	353,500	374,000	398,400					
	127	325,200	354,000	374,500	398,800					
	128	325,700	354,400	375,000	399,300					
	129	326,000	354,800	375,300	399,700					
	130	326,300	355,200	375,800	400,200					
	131	326,800	355,600	376,300	400,600					
	132	327,300	356,000	376,800	401,100					
	133	327,600	356,200	377,100	401,500					
	134		356,700	377,600	402,000					
	135		357,100	378,000	402,400					
	136		357,400	378,400	402,900					
	137		357,700	378,700	403,300					
	138		358,100	379,200						
	139		358,600	379,700						
	140		359,100	380,200						
	141		359,400	380,500						
	142		359,900	381,000						
	143		360,400	381,500						
	144		360,900	382,000						
	145		361,200	382,300						
	146		361,700	382,800						
	147		362,200	383,300						
	148		362,700	383,800						
	149		363,000	384,100						
	150		363,500	384,600						
	151		364,000	385,100						
	152		364,500	385,600						
	153		364,800	385,900						
	154		365,300	386,400						
	155		365,800	386,900						
	156		366,300	387,400						
	157		366,600	387,700						
	158		367,100							
	159		367,600							
	160		368,100							
	161		368,400							
	162		368,900							
	163		369,400							
	164		369,900							
	165		370,200							
再任用職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

	121	318,900	402,300	429,700		
	122	319,300	403,200			
	123	319,800	404,000			
	124	320,300	404,800			
	125	320,900	405,400			
	126	321,200	406,100			
	127	321,500	406,800			
	128	321,800	407,500			
	129	322,000	408,100			
	130	322,300	408,600			
	131	322,600	409,000			
	132	322,900	409,400			
	133	323,100	409,800			
	134	323,300	410,100			
	135	323,500	410,400			
	136	323,800	410,600			
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	137	324,100	410,800			
	138	324,300	411,100			
	139	324,600	411,400			
	140	324,900	411,600			
	141	325,100	411,800			
	142	325,300	412,100			
	143	325,600	412,400			
	144	325,800	412,600			
	145	326,100	412,800			
	146	326,300	413,100			
	147	326,600	413,400			
	148	326,900	413,600			
	149	327,100	413,800			
	150	327,300	414,100			
	151	327,600	414,400			
	152	327,900	414,600			
	153	328,100	414,800			
	154	328,400	415,100			
	155	328,700	415,400			
	156	329,000	415,600			
	157	329,200	415,800			
	158	329,500	416,100			
	159	329,800	416,400			
	160	330,100	416,600			
	161	330,300	416,800			
	162	330,600	417,100			
	163	330,900	417,400			
	164	331,200	417,600			
	165	331,400	417,800			
	166	331,700	418,100			
	167	332,000	418,400			
	168	332,300	418,600			
	169	332,500	418,800			
再任用 職員		233,600	273,900	300,900	330,700	414,800

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

	121		391,300	418,900		
	122		392,100	419,200		
	123		392,800	419,500		
	124		393,500	419,800		
	125		394,100	420,100		
	126		394,800			
	127		395,300			
	128		395,900			
	129		396,600			
	130		397,200			
	131		397,700			
	132		398,200			
	133		398,500			
	134		398,800			
	135		399,100			
	136		399,400			
	137		399,700			
	138		400,000			
	139		400,300			
再	140		400,600			
任	141		400,900			
用	142		401,200			
職	143		401,500			
員	144		401,800			
以	145		402,000			
外	146		402,300			
の	147		402,600			
職	148		402,800			
員	149		403,000			
	150		403,300			
	151		403,600			
	152		403,800			
	153		404,000			
	154		404,300			
	155		404,600			
	156		404,800			
	157		405,000			
	158		405,300			
	159		405,600			
	160		405,800			
	161		406,000			
	162		406,300			
	163		406,600			
	164		406,800			
	165		407,000			
	166		407,300			
	167		407,600			
	168		407,800			
	169		408,000			
	170		408,300			
	171		408,600			
	172		408,800			
	173		409,000			
再任用職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任期付研究員給料表

第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

